

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月8日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ホンジュラス 担当：人間開発部  
案件名：レンピラ県及びエルパライス県母子保健診療サービス質の向上計画協力準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年2月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における保健医療に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月22日から2013年5月24日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月22日から2013年5月27日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月7日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月中旬
- (5) 契約交渉 : 6月下旬～7月上旬

5 業務の目的

中南米では、2005年のモンテビデオ宣言以降、米州保健機関（PAHO）のイニシアティブの下、地域住民の健康改善のために家庭保健を基盤とする新たなプライマリーヘルスケア（以下、PHC）が各国で推進されており、医師や看護師、保健ボランティア等の多職種の保健医療従事者から構成され、PHCを実践する家庭保健チームの形成や導入が推奨されている。ホンジュラス国（以下、「ホ」国）もこれに基づき、同様の家庭保健チームを基盤に、家庭を単位として、予防、プロモーション、治療、リハビリテーションを包括的に含んだ「国家保健モデル」の政策的な導入を進めている。しかしながら、PHCの拠点となる保健所、保健ポストにおいては、施設の老朽化や医療機材が不足しており、住民に対して必要な医療サービスを提供する上での実施面での課題がある。特に、都市部と地方の格差は著しく、地方における保健医療施設は極めて少なく老朽化も進んでおり、適切な保健利用サービスへの住民のアクセスは困難な状況である。また「ホ」国の乳幼児死亡率（世銀2011年21.4人/出生1,000対）及び妊産婦死亡率（世銀2010年、100人/出生10万対）は中南米諸国の平均（それぞれ19.1人/出生1,000対、80.1/出生10万対）と比較しても高く、それらの母子保健関連指標が悪い要因の一つには、適切な介助・保健医療サービスを行うに必要な保健医療施設の整備不足がある。

「ホ」国において南西部地方に位置するレンピラ県及び南東部地方に位置するエルパライス県は、国内でも貧困度合が高く、母子保健関連指標及び栄養状況も悪い。先住民族の多さ、人口の増大、貧困の拡大、地理的な理由による保健医療サービスへのアクセスの困難さに加え、住民がはじめにアクセスする第1次医療施設及びそのリファー先である第2次医療施設の整備不足、並びに地域医療におけるレファラル体制の弱さから、保健状況の悪さは深刻である。

「ホ」国は、長期国家政策としての「国家ビジョン2010-2038」及び「国家計画2010-2022」において、保健セクターに関し「社会的に困難な状況にある国民に対して保健サービスを提供する」とし、「国家保健計画（2010-2014）」においては、PHCをベースとした保健モデル「国家保健モデル」の導入を掲げ、保健医療状況の改善に取り組んでいる。特にPHCの中でも母子保健関連指標の改善に関しては「妊産婦および児童死亡率の迅速な低下計画（RAMNI2008-2015）」の下、優先的課題の一つとして取り組んでいる。

このような状況及び政策を踏まえ、「ホ」国政府は、レンピラ県及びエルパライス県を施設整備が早急に必要な県として選定し、両県における第1次・2次医療施設の整備に係る無償資金協力の実施を我が国政府に対して要請してきた。両県を対象に、PHCをベースとした保健モデルの確立と実践的な導入を行い、必要な保健医療行政及びサービス機関の実施体制や実施基準等の整備を目的とした技術協力プロジェクト「『国家保健モデル』に基づくプライマリーヘルス体制強化プロジェクト」が2013年4月から5年間の予定で2018年3月まで実施されており、本案件との相効果が期待される。

本協力準備調査では、事業実施の必要性・妥当性を確認のうえ、本件実施の前提条件、基礎情報となる保健セクター関連の情報収集及び自然条件調査等を行い、一般プロジェクト無償資金協力スキームの活用による実施を前提とした適切な事業計画及び概略設計の策定、概略事業費の積算等を行う。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

「ホ」国レンピラ県及びエルパライス県

## (2) 業務内容

- ア インセプション・レポートの作成、説明、協議
- イ プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- ウ 保健セクターの上位計画の概要と本計画の位置付け、整合性の確認
- エ 「ホ」国及びレンピラ県及びエルパライス県の保健医療状況、課題の確認
- オ 他ドナーの援助動向の調査
- カ サイト状況(自然条件等)調査
- キ 対象施設及び建設地選定の妥当性の確認
- ク 運営維持管理体制の確認
- ケ 施設計画調査
- コ 機材計画調査
- サ 施工計画調査
- シ 調達事情調査
- ス 技術支援の必要性・可能性の検討、ソフトコンポーネント計画の策定
- セ 無償資金協力の意義(妥当性)、範囲及び基本構想の検討
- ソ 無償資金協力の対象施設・機材に係る基本設計
- タ プロジェクトの成果、裨益効果等評価し表の検討・関連情報の収集
- チ その他の配慮事項等の調査

機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 7月中旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2013年 8月上旬)
- (3) 協力準備調査報告書(案) (2013年 12月上旬)
- (4) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2014年1月上旬)
- (5) 機材仕様書 (2014年1月上旬)
- (6) 協力準備調査概要資料 (2014年1月上旬)
- (7) 協力準備調査報告書 (2014年2月上旬)
- (8) デジタル画像集 (2014年2月上旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/建築計画 (評価対象予定者)
- (2) 建築設計 (評価対象予定者)
- (3) 設備計画
- (4) 機材計画/積算 (評価対象予定者)
- (5) 施工計画/積算
- (6) 自然条件調査
- (7) 保健医療体制
- (8) 通訳(西語)

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない) 予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。